

「ご契約のしおり」 変更のお知らせ

- お手元にお届けしました「ご契約のしおり」の記載について、一部を本紙のとおりに変更いたします。該当箇所について、お読み替えいただきますようお願いいたします。
- 本紙を必ずご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」と合わせて大切に保管してください。



各項目の冒頭に対象となる方を明記しておりますので、必ずご確認ください。

新規ご契約かつ個人のお客さま

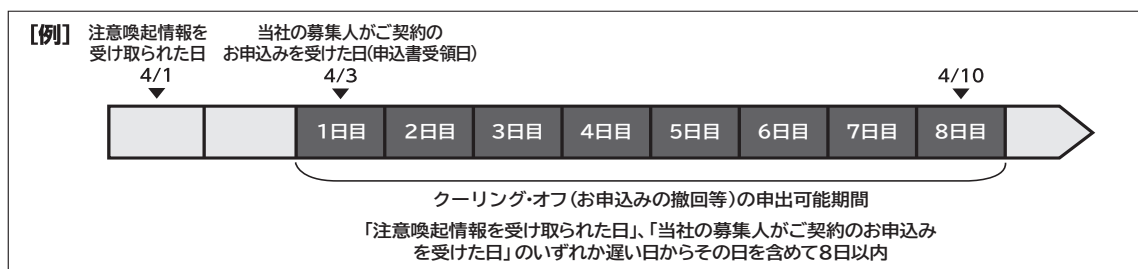
1 クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について お申し出方法に「電磁的記録」を追加

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます」

- お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報（※1）を受け取られた日」、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録（※2）によりお申込みの撤回等を行うことができます。

※1 注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

※2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、当社ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

書面による方法

書面には、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

（宛先）

〒104-8258
東京都中央区新川2-27-2
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
新契約 クーリング・オフ係 宛

（書面記載例）

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。
申込者等氏名： ○○ ○○（自署）
住所： ○○県○○市○○町○-○-○
電話番号： ○○○-○○○○-○○○○
申込番号： ○○○○○○○○○

電磁的記録による方法

当社ホームページのクーリング・オフ受付画面（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時または電磁的記録の送信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、社員・代理店または、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約となります。ご契約に際しては十分ご検討ください。

すべてのご契約者さま

2 「生命保険契約者保護機構」について 当該機構に対する「財政措置」期限の延長に関する変更

「生命保険契約者保護機構」に関する記載内容につきまして、以下のとおり一部変更いたします（下線部分が変更箇所です）。

記載内容	
変更前	上記の「財政措置」は、 2022年3月末 までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
変更後	上記の「財政措置」は、 2027年3月末 までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（新）傷害特約、（新）災害入院特約、（新）疾病入院特約の「家族型」をご契約のお客さま※

3 被保険者の型について

※傷害特約、新傷害特約、災害入院特約、新災害入院特約、疾病入院特約、新疾病入院特約は現在販売を停止しております。

2022年4月施行の民法改正にともない、『特約「災害・疾病関係の特約」について』に記載の、「被保険者の型について」の説明内容を、以下のとおり一部変更します（下線部分が変更箇所です）。

記載内容	
変更前	1. 家族型（本人・妻子型）・夫婦型（本人・妻型）・親子型（本人・子型）の場合で、戸籍上の異動、 子の成人（満20歳） 、満20歳未満の子の婚姻等により、被保険者の資格を有する配偶者または子がいなくなるとき（子については被保険者の資格を有する子が一人もいなくなるとき）には、「被保険者の型」の変更をお申し出ください。お申し出がない場合は、型が変更されないままとなります。
変更後	1. 家族型（本人・妻子型）・夫婦型（本人・妻型）・親子型（本人・子型）の場合で、戸籍上の異動、 子が満20歳を迎えたとき 、満20歳未満の子の婚姻等により、被保険者の資格を有する配偶者または子がいなくなるとき（子については被保険者の資格を有する子が一人もいなくなるとき）には、「被保険者の型」の変更をお申し出ください。お申し出がない場合は、型が変更されないままとなります。

